

## Q1. 話し合いはどこで行われますか?

A 原則はセンターのある埼玉司法書士会館で行います。その他、当事者及び手続実施者 (調停人)が合意した場所に出張して行うこともできます(守秘義務や当事者の公正が 保たれる環境であることを要します)。

## Q2. 話し合いの時間はどのくらいかかりますか?

A 1回の話し合い(調停)の時間は2時間程度、3回を目安としており、手続の申立から終了までにおおよそ3~4ヶ月の期間を予定しております。

## Q3.他の誰かに知られたりしませんか?

A 話し合いは非公開で行います。関係者には守秘義務を課しており当事者以外に知られる ことはありません。

## Q4. 話し合いは必ずできますか?

A この手続には強制力はなく、相手方に利用するかどうかの判断を求め、相手方が応じない 場合は手続を終了します。

当センターでは、相手方に話し合い (調停) 手続の利用に応じていただくよう適切な方法により要請しますが、申立をされた方からご連絡していただくと相手方が応じる可能性があがります。

## Q5. 話し合いで決めたことは守られますか?

**A** Q4と同様、強制力はありませんが、しっかり話し合い、双方が納得することによって、話し合い(調停)で決めた内容が実行される可能性が高くなります。また、手続実施者は話し合いをお手伝いします。

## Q6. 法律相談は出来ますか?

A 当センターは「中立、公平、公正」の立場で手続を行うため、法律相談は行っておりません。 法律相談を希望される場合には「埼玉司法書士会総合相談センター」をご紹介します。

#### Q7. 手続を利用するにはどうしたらよいですか?

A 当センターの手続についてホームページ等でご確認いただくか、受付時間内にお電話でお問い合わせください。なお手続の申立を行っていただくには、法令(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)等に従った説明を申立前に受けていただく必要があります。

## 解決のためのお互いの一歩を一緒に踏み出しませんか!

# 埼玉司法書士会

# 度後しあい経験 460 ラ 150 ラ 150

(平成26年6月16日法務大臣認証第132号)



**23** 048-862-6600

(受付時間:平日午前10時~午後5時) 8月13日から15日、年末年始及び祝祭日を除く

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58 JR浦和駅西口下車徒歩15分 埼玉司法書士会館内



#### -埼玉司法書士会 はなしあい解決支援センター"いっぽ"のご案内

埼玉司法書士会が開設する、裁判によらず争いごとを解決するための法務大臣の認証を受けた機関です。紛争の目的の金額が140万円を超えない民事に関する紛争について、当センターを利用することができます。紛争の当事者間の話し合い(調停)には司法書士(手続実施者)が中立な立場で同席し、解決のお手伝いをします。また、当事者自身が直接話し合うことにより、より良い、実現性の高い解決に導こうとするものです。

当事者間の関係に配慮した手続ですので、親しい関係の方(親族、友人、知人やご近所の方など)同士のトラブルにも向いています。

(例)

- ●友人に貸したお金を返してもらえない。(又は、お金を返してくれと言われている。)
- ●アルバイト先が残業代を払ってくれない。(又は、残業代を請求されている。)
- ●アパートの家賃を払ってくれない。(又は、家賃の支払いを待ってもらいたい。)
- ●物を壊されて弁償してもらいたい。(又は、弁償しろと言われている。) など

## 

- ●温水器損壊に関する賠償請求 ●未払残業代の請求 ●化粧品使用における賠償請求
- ●整体利用における賠償請求●交通事故における賠償請求●敷金返還請求など

## 裁判所の調停との違い

- ① 原則として、当事者双方が同席、対面して話し合いを行います。
- ② 話し合いには、司法書士2名が中立の立場で同席し、公平・公正な話し合いができるようお手伝いをします。
- ③ 解決方法は、当事者自身が話し合って決めます。
- ④ 手続には強制力はありません。

## 手続費用について

- ① 申立事務手数料 5,500円(税込、以下同様)(申立人が負担)
- ② 期日手数料 2,200円 (申立人・相手方が各々負担)
- ③ 和解契約書作成手数料 5.500円(申立人・相手方が各々負担)



# ❷ "はなしあい" において大切なこと

当センターの話し合い(調停)では、次のことが大切です。

- どのような解決が自分たちにとって一番よいのか、自分たちで考えること。 ※私たちがお手伝いします。
- 相手が話している時にはしっかりと話の内容を聴くこと。 ※必ず次にあなたのお話しをお聴きします。私たちとともに、相手の話にも耳を傾けて ください。
- 相手を非難、批判する言葉は避け、どのような解決が望ましいかを互いに考えること。
  - ※ここに至るまでお互いに色々な思いをされていることでしょう。ですが、ここは話し合いの場所ですので、傷つけ合うのではなく、どんな解決方法があるか、両方の立場にも立って考えてみましょう。

# ❷ 手続の流れ

① 手続の利用の申込み

•

② 利用希望者への手続の説明

 $\blacksquare$ 

手続の申立

 $\blacksquare$ 

争中立の受理、不受理の決定

→ (不受理)終了

⑤ (受理)相手方への通知

→ (相手方が応じない場合)手続終了

6

9

(相手方が応じる場合) 相手方への手続の説明

•

⑦ 相手方からの手続実施依頼

(相手方の手続実施依頼が無い場合)手続終了

•

手続実施者の選任

•

調停期日

⑩ 和解の成立による終了

当事者の申出による終了

和解の見込みがない等による終了